

# 事務所だより

第76号  
発行所  
藤田社会保険  
労務士事務所  
京都市伏見区

## 過重労働解消への取り組み

### 過労死防止法施行から一年

平成二十六年十一月一日より『過労死等防止対策推進法』が施行され、丸一年が経過しました。

過労死等が多発し大きな社会問題となり、過労死等が本人とその遺族又は家族とともに社会にとっても大きな損失であることから、過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等のない、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指します。

しかし、長時間にわたる過重な労働により、労働者の健康を蝕んでいるのが現状です。

### 過労死等防止の

#### 最優先課題

過労死等の原因の一つである長時間労働を削減して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ

フ・バランス）を図ることで、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土）を形成し、労働者の心理的負担を軽減していくことが最優先課題です。

そこで、国は将来的に過労死等をゼロとすることを目指し、次の目標を掲げています。

- ・ 週労働時間六〇時間以上の雇用者の割合を五%以下に（平成三十二年まで）
- ・ 年次有給休暇取得率を七〇%以上に（平成三十二年まで）
- ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を八〇%以上に（平成二十九年まで）

とする目標を早期に達成することを目指す。

また、今後おおむね三年を目途に

- ・ 全ての都道府県でシンポジウムを開催するなど、全

国で啓発活動が行われるようにする

- ・ 身体面、精神面の不調を生じた労働者誰もが必要に応じて相談することができ、体制の整備を図ることを目指す

### 事業主と労働者が

#### 取り組むこと

過労死等防止のために、次の取り組みが示されています。

過重労働解消は、事業主と労働者の双方が積極的に取り組まなければならない課題で

す。

- 一、長時間労働の削減
- 二、過重労働による健康障害の防止
- 三、働き方の見直し
- 四、職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 五、職場のパワーハラスメントの予防・解決
- 六、相談体制の整備等

### キャンペーン実施

平成二十七年十一月一日（日）から十一月三十日（月）までの一か月間、「過重労働

解消キャンペーン」を実施しています。

今回のキャンペーンでは、昨年同様に長時間の過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対して重点監督を実施するほか、電話相談、事業主、労働担当責任者等を対象に、全国二十九会場で「過重労働解消のためのセミナー」が実施されます。

この期間を活用して「長時間労働」や「過重労働」等がないか点検してください。

あなたの会社に毎晩遅くまで働いている方はいませんか？

あなたは、目の前でこんな辛い仕事をしていませんか？  
毎晩遅くまで働かざるを得ない状況が、健康を蝕み、生活の質を下げ、  
健康な暮らしを妨げる原因となります。健康な暮らしを妨げる原因を、  
この機会に見直し、改善を促す取り組みです。

11月「過重労働解消キャンペーン」期間です。

無料「過重労働解消相談ダイヤル」  
過重労働等に関する相談はこちら

0120-794-713  
11月7日 9:00～17:00

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン

厚生労働省・京都府労働局・労働基準監督署

# ストレスチェック実施促進の助成金

平成二十七年十二月から従業員数五十人以上の事業場に対してストレスチェック制度の義務化がスタートします。

従業員数五十人未満の事業場は任意ですが、ストレスチェック制度を導入した場合に、独立行政法人労働者健康福祉機構から費用の助成を受けることができます。

この助成金を受けるには事前の届出が必要です。ただし、届出するにあたっては、次の要件を満たしていなければなりません。

- 常時使用する従業員数が五十人未満であること。
- 同一の都道府県内にある複数（二から十まで）の小規模事業場を含む事業場で集団を構成していること。
- 集団を構成する小規模事業場の事業者が産業医を合同で選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
- ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
- 集団を構成する全ての小規

模事業場において、ストレスチェック及び面接指導を行う予定であること。

□ 集団を構成する小規模事業場の代表者と選任された産業医（合同選任産業医）が同一者でないこと

① 年一回のストレスチェックを実施した場合に、実施人数分の費用（実施従業員一人につき五〇〇円を上限）、

② ストレスチェックに係る産業医活動について、実施回数分（一事業場あたり産業医一回の活動につき一万五千五百円を上限三回）の費用、となります。

なお、届出や申請の期限がありますので、ストレスチェック制度導入を検討される場合は急いでください。

・ 小規模事業場団体登録届Ⅱ  
平成二十七年六月一日～平成二十七年十二月十日まで

・ ストレスチェック助成金支給申請Ⅱ平成二十七年六月十五日～平成二十八年一月三十一日まで

十一月の労務手続  
「提出先・納付先」

十日

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出（十月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

○ 十月分源泉所得税・住民税の納付「郵便局または銀行」

○ 十月分健保・厚年保険料の

**Q** 雇用保険に加入する社員です。昨年、通信教育を受講し終了したのですが、うっかり教育訓練給付金の受給申請を忘れていました。

今からでも申請すれば給付金は受給できますか。

## 雇用保険の給付申請期限

**A** 結論から申しますと、受給要件があれば申請して受給可能です。

従来は、雇用保険の受給者保護と迅速な給付を行うために申請期限を厳守しなければならない、とされていましたが、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2年間）について申請が可能になりました。

対象となる給付は、再就職手当や教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金、育児休業給付金、介護休業給付金などです。

ただし、通常の支給に要する期間よりも遅くなることがあります。

## 藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017  
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail  
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>

## 編集後記

ついに、マイナンバーが記載された「通知カード」の発送が始まりました。ところで、「通知カード」の「郵便物等」に不在連絡票は、色が付いていてマイナンバー専用と記載されています。「通知カード」が届いたことがわかるように、との配慮らしいのですが、当事者以外にもマイナンバーを配達してきたことを知らせているのではないかと、疑心暗鬼になっています。（きん）

納付 「郵便局または銀行」  
○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」  
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」  
その他  
○ 年末調整の申告書配布と回収